

吉田町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

定期監査

第1 監査の概要

1 監査等の実施期間

平成28年2月10日から平成28年3月11日まで

2 監査の対象

- (1) 防災課
- (2) 総務課
- (3) 産業課
- (4) 図書館
- (5) 教育委員会事務局
- (6) 下水道課
- (7) 都市建設課
- (8) 水道課
- (9) 企画課

3 監査の事項及び範囲

平成27年4月1日から平成27年12月31日までに執行された事務事業及び前回監査時の指摘事項等の措置状況

ただし、監査実施状況によっては過年度についても監査対象とした。

4 監査の目的

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務執行が、適正かつ効率的に、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

第2 監査の結果等

各課(局・館)についての監査結果は、後述のとおりである。
なお、軽易な事項については、それぞれ口頭で注意・指導を行った。

- (注) ① 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって、合計額及び差額が一致しない場合がある。
- ② 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

1 防災課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

防災部門、地域安全部門の2部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長兼防災監)1人、一般職員8人の合計9人である。(うち、休職中1人)

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率 (支払済額/予算現額×100)

ア 防犯対策費・防犯対策推進費

執行額は1,902千円で執行率は72.0%である。主なものは榛南防犯協会負担金1,446千円、防犯カメラ借上げ料247千円である。

イ 交通安全対策費

執行額は6,991千円で執行率は59.3%である。

(ア) 交通安全推進費

執行額は4,539千円で執行率は73.6%である。主なものは県交通安全指導員設置費負担金3,554千円、カーブミラー修繕費512千円である。

(イ) 交通指導員活動費

執行額は2,453千円で執行率は43.6%である。主なものは交通指導員報酬1,608千円(4月～9月分)、交通指導員出動手当675千円(4月～9月分)である。

ウ 常備消防費

執行額は213,265千円で執行率は66.7%である。

(ア) 吉田町牧之原市広域施設組合負担金(消防費負担金)

執行額は 213,098 千円で執行率は 80.5%である。

(イ) 消防救急広域化事業費

執行額は 167 千円で執行率は 0.3%である。

エ 非常備消防費

執行額は 20,959 千円で執行率は 70.5%である。

(ア) 消防団運営費

執行額は 11,469 千円で執行率は 64.9%である。主なものは消防団員報酬 2,018 千円(4月～9月分)、出動手当 812 千円(4月～9月分)、被服費 689 千円、本部運営費交付金 1,600 千円、分団運営費交付金 4,356 千円、県消防協会榛原支部負担金他 1,242 千円である。

(イ) 消防団員福利厚生費

執行額は 9,491 千円で執行率は 78.9%である。主なものは平成 26 年度退職団員報償金(14人分) 3,750 千円、消防団家族慰安旅行費用 677 千円、消防団員退職報償金負担金 4,535 千円、消防団員福祉共済掛金負担金 465 千円である。

オ 消防施設費・消防施設整備事業費

執行額は 1,024 千円で執行率は 17.9%である。主なものは消火栓器具類取替修繕等 187 千円、灯光器 4 基 820 千円である。

カ 災害対策費

執行額は 4,955 千円で執行率は 20.2%である。

(ア) 地震対策費

執行額は 971 千円で執行率は 6.6%である。

(イ) 国民保護対策費

執行額は 1 千円で執行率は 1.2%である。

(ウ) 防災意識向上事業費

執行額は 142 千円で執行率は 6.4%である。

(エ) 情報伝達充実・強化事業費

執行額は 3,841 千円で執行率は 50.8%である。主なものは通信回線使用料 965 千円、防災行政無線保守点検委託料 1,436 千円、電波塔使用料 968 千円である。

キ 《繰越明許費》消防施設費・消防施設整備事業

執行額は 4,163 千円で執行率は 31.3%である。内訳は第 4 分団敷地等舗装工事 4,908 千円、第 4 分団ホースタワー移設費用 1,156 千円である。

⑤ 時間外勤務については、一人当たり月 19.77 時間であった。

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

2 総務課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

秘書広報部門、行政部門、人材育成部門、契約管理部門の4部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1人、一般職員14人(内、行政経営指導員1人、県派遣職員1人)、臨時職員3人の合計18人である。

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率 (支払済額/予算現額×100)

ア 一般管理費

執行額は58,148千円で執行率は69.8%である。

(ア) 一般行政事務費

執行額は25,989千円で執行率は60.9%である。主なものは顧問弁護士謝礼金664千円、旅費367千円、事務消耗品代4,039千円、法令、例規追録代6,039千円、郵便料、切手代6,145千円、複写機借上料6,212千円、高速道路通行料等704千円、郡町村会負担金等898千円である。

(イ) 吉田町表彰費

執行額は326千円で執行率は62.5%である。主なものは記念品代238千円である。

(ウ) 吉田町牧之原市広域施設組合負担金

執行額は29,305千円で執行率は81.6%である。全額、一般管理費負担金である。

(エ) 日曜開庁事業費

執行額は2,528千円で執行率は61.3%である。全額、臨時職員賃金(行政サポーター4人)である。

イ 文書広報費・広報事業費

執行額は4,505千円で執行率は42.4%である。主なものは広報印刷

代等 3,777 千円、コミュニティラジオ番組放送委託料 480 千円である。

ウ 財産管理費

執行額は 66,854 千円で執行率は 46.6% である。

(ア) 庁舎管理費

執行額は 49,574 千円で執行率は 44.0% である。主なものは修繕料 855 千円、電気使用料 9,148 千円、庁舎電話回線使用料 3,638 千円、委託料 24,157 千円(ビル管理業務 8,909 千円、エレベーター保守点検 1,253 千円、清掃管理業務 6,990 千円、警備保障業務 6,203 千円、電気保安管理業務 533 千円、機械・設備器具点検 270 千円)、電話交換機借上料 960 千円、役場庁舎カウンター及び和室改修工事 9,200 千円である。

(イ) 公有財産管理費

執行額は 15,027 千円で執行率は 57.0% である。主なものは損害保険料 3,706 千円、施設・設備修繕料 535 千円、土地借上料 9,982 千円、官舎家賃代 670 千円である。

(ウ) 公用車管理費

執行額は 1,458 千円で執行率は 54.8% である。主なものは燃料費 507 千円、自動車等修繕費 499 千円、公用車リース代 224 千円である。管理車両台数は 9 台(うち、リース車両 2 台)である。

(エ) 契約管理費

執行額は 796 千円で執行率は 40.2% である。

エ 自治振興費

執行額は 32,880 千円で執行率は 89.6% である。

(ア) 自治振興費

執行額は 14,573 千円で執行率は 79.3% である。主なものは振興補助金(正副自治会長、町内会長、隣組長活動費等)14,340 千円である。

(イ) 自治会運営費

執行額は 3,961 千円で執行率は 100.0% である。全額、自治会運営事業費補助金である。

(ウ) 地域施設管理費

執行額は 2,650 千円で執行率は 100.0% である。内訳は指定管理委託料(4 施設)850 千円、地域活性化推進事業費補助金 1,800 千円である。

(エ) 町内会運営費

執行額は 3,800 千円で執行率は 100.0% である。全額、町内会運営

事業費補助金である。

(オ) 町内会活動費

執行額は 7,896 千円で執行率は 100.0% である。全額、町内会活動事業費補助金である。

オ 防犯対策費・防犯対策推進費

執行額は 4,659 千円で執行率は 57.8% である。内訳は防犯灯整備委託料 724 千円、LED 防犯灯借上料 3,935 千円である。

カ 人事管理費

執行額は 41,483 千円で執行率は 54.5% である。

(ア) 職員福利厚生費

執行額は 1,457 千円で執行率は 39.3% である。主なものは保健衛生用品他 241 千円、産業医委託料 216 千円、町村会弔慰金負担金 995 千円である。

(イ) 臨時職員対策事業費

執行額は 33,815 千円で執行率は 61.8% である。主なものは雇用保険料 2,421 千円、社会保険料 22,666 千円(臨時職員 125 人・平均)、臨時職員賃金 8,293 千円(延べ 12 人分)、非常勤職員公務災害負担金 434 千円である。

(ウ) 職員研修事業費

執行額は 3,121 千円で執行率は 52.0% である。主なものは特別旅費 1,598 千円(静岡県自治研修所他)、講師謝礼金 564 千円、日本経営協会他研修負担金 942 千円である。

(エ) 人事管理費

執行額は 3,091 千円で執行率は 26.3% である。主なものは被服費 347 千円、地方公務員災害補償負担金 1,283 千円、給与・人事システム委託料 1,002 千円である。

キ 事務改善対策費・情報公開制度推進費

執行額は 897 千円で執行率は 36.0% である。主なものは例規ベース委託料 691 千円、文書目録管理システム保守業務委託料 131 千円である。

ケ 選挙管理委員会費・選挙管理費

執行額は 221 千円で執行率は 15.4% である。

コ 明るい選挙推進費

執行額は 10 千円で執行率は 33.3% である。

ク 静岡県議会議員選挙費(平成 27 年 4 月 12 日執行)

執行額は4,836千円で執行率は67.8%である。主なものは選管委員、投・開票管理者報酬608千円、選挙事務従事者手当3,174千円、需用費635千円である。

コ 町長、町議会議員選挙費（平成27年4月26日執行）

執行額は8,004千円で執行率は76.6%である。主なものは選管委員、投・開票管理者報酬697千円、選挙事務従事者手当3,006千円、参考図書・事務消耗品代等1,713千円、印刷製本542千円、郵便代、回線通話料等1,272千円、投票所入場券作成等309千円である。

◎ 一般会計（歳入・使用料他） *収入率（入金済額/調定額×100）

ア 総務使用料・公有財産使用料は1,032,969円で、収入率は100%である。

イ 財産貸付収入・土地建物貸付収入は851,298円で、収入率は100%である。内訳は吉田町牧之原市広域施設組合761,058円、警察官宿舍90,240円である

ウ 不動産売払収入は13,926,655円で、収入率は100%である。

エ 雑入・総務費雑入は635,344円で、収入率は100%である。内訳は団体生命共済等剰余金423,290円、庁舎内電気使用料42,325円、研修事業助成金10,500円、案内看板設置料120,000円、コピー印刷代は22,656円、電話使用料16,073円、吉田町歌テープ販売500円である。

◎ 土地取得特別会計

事務事業の執行状況については、次のとおりである。

ア 歳入について *執行率（入金済額/予算現額×100）

予算現額は15,053千円、執行額は44千円で執行率は0.29%である。

(ア) 利子配当金収入・基金利子

執行額は33千円で執行率は67.5%である。

(イ) 繰越金・前年度繰越金

執行額は11千円で執行率は1,096.8%である。

イ 歳出について *執行率（支払済額/予算現額×100）

予算現額は15,053千円、執行額は0千円で執行率は0.0%である。

④ 時間外勤務については、一人当たり月平均27.57時間と庁内で3番目に多かった。

⑤ 職員研修実施状況について

ア 派遣研修

(ア) 市町職員広域研修 延べ人員38人、延べ日数87日

(イ) 県委託研修 延べ人員32人、延べ日数52日

(ウ) 派遣研修{(ア)及び(イ)以外} 延べ人員 101 人、延べ日数 129 日

イ 自主研修 9 日、対象人数 92 人、職員研修会 1 日、対象人数全職員

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

3 産業課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

農政部門、商工観光水産部門の 2 部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長 1 人、課長補佐 1 人)2 人、一般職員 8 人、臨時職員 4 人、消費生活相談員 1 人の合計 15 人である。(うち、育休中 1 人)

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率(支払済額/予算現額×100)

ア 労働諸費

執行額は 2,837 千円で執行率は 99.9% である。

(ア) 雇用対策費

執行額は 285 千円で執行率は 99.0% である。全額、職業訓練校補助金(生徒数 7 人) である。

(イ) 労働福祉費

執行額は 2,552 千円で執行率は 100.0% である。主なものは小規模勤労者福祉推進事業費補助金 2,437 千円である。

イ 農業委員会費

執行額は 2,163 千円で執行率は 59.4% である。

(ア) 農業委員会運営費

執行額は 2,075 千円で執行率は 59.5% である。主なものは農業委員報酬 1,575 千円、住宅地回他 256 千円、県農業会議負担金 203 千円 である。

(イ) 農業者年金事務費

執行額は 87 千円で執行率は 57.2%である。

ウ 農業総務費

執行額は 901 千円で執行率は 90.1%である。主なものは静岡県中部農業共済組合負担金他（3 件）722 千円である。

エ 農業振興費

執行額は 3,347 千円で執行率は 25.6%である。

（ア）農業振興費

執行額は 2,877 千円で執行率は 26.7%である。主なものは農業経営振興会補助金 1,994 千円、部農会活動事業補助金 819 千円である。

（イ）担い手育成総合対策事業費

執行額は 433 千円で執行率は 20.7%である。主なものは農用地利用集積奨励補助金 429 千円である。

（ウ）農業経営所得安定対策推進事業費

執行額は 37 千円で執行率は 30.2%である。

オ 農地費・土地改良事業費

執行額は 8,076 千円で執行率は 36.5%である。主なものは大井川土地改良区負担金 8,048 千円である。

カ 林業総務費

執行額は 3,896 千円で執行率は 46.6%である。

（ア）松くい虫防除事業費 2,541 千円で執行率は 58.9%である。

（イ）保安林等保護環境整備事業費 1,355 千円で執行率は 33.6%である。

キ 水産振興費

執行額は 993 千円で執行率は 40.2%である。

（ア）水産振興費は 581 千円で執行率は 28.3%である。主なものは漁業近代化資金利子補助金 387 千円である。

（イ）地域栽培推進事業費 412 千円で執行率は 100.0%である。主なものは榛南地域栽培漁業推進事業費負担金 362 千円である。

ク 漁港管理費

執行額は 28,551 千円で執行率は 21.8%である。

（ア）漁港管理費

執行額は 2,432 千円で執行率は 19.2%である。主なものは大幡川水門・被制御所電気料 878 千円、住吉海岸駐車場出入口管理委託料 421 千円、役務費 143 千円、設計積算システム使用料 367 千円である。

（イ）水産基盤整備事業費

執行額は 20,510 千円で執行率は 19.9%である。吉田漁港航路護岸

改修工事費 8,591 千円、実施設計業務委託費 1,577 千円、測量調査委託料 10,342 千円である。

(ウ) 小規模局部改良事業費

執行額は 5,610 千円で執行率は 37.4% である。全額、吉田漁港航路浚渫工事費である。

ケ 商工総務費

執行額は 499 千円で執行率は 48.4% である。主なものは消費生活相談員報償金 378 千円である。

コ 商工業振興費

執行額は 3,995 千円で執行率は 30.1% である。

(ア) 商工業振興費

執行額は 3,650 千円で執行率は 60.2% である。主なものは商工業振興事業費補助金 3,600 千円である。

(イ) 中小企業振興費

執行額は 160 千円で執行率は 8.4% である。

(ウ) 企業立地振興費

執行額は 184 千円で執行率は 3.5% である。

サ 観光費

執行額は 22,511 千円で執行率は 71.1% である。

(ア) 観光振興費

執行額は 22,399 千円で執行率は 71.0% である。主なものは臨時職員賃金 3,311 千円、観光施設電気使用料他の需用費 3,748 千円、能満寺山公園周辺の清掃管理業務他の役務費 3,642 千円、事業委託料 9,978 千円（内訳・第 32 回吉田町凧揚げまつり 720 千円、第 25 回吉田町港まつり・花火大会 5,143 千円、第 29 回小山城まつり 4,115 千円）、小山城・資料館警備保障業務委託料 719 千円、県観光協会負担金他 864 千円である。

(イ) 産業委員会運営事業費

執行額は 112 千円で執行率は 94.1% である。

シ 《繰越明許》・商工業振興費

執行額は 33,000 千円で執行率は 100.0% である。全額、吉田町プレミアム商品券発行事業実行委員会への補助金である。

◎ 一般会計（歳入・使用料他） * 収入率（入金済額/調定額×100）

ア 農林水産使用料・水産使用料は 375,713 円で収入率は 100.0% である。内訳は漁港施設占用料 48,600 円、漁港施設使用料 327,113 円である。

- イ 商工使用料・観光使用料は 1,965,364 円で収入率は 100.0%である。
内訳は観光施設使用料 1,959,540 円、公有財産使用料 5,824 円である。
- ウ 農林水産手数料は 9,400 円で収入率は 100.0%である。内訳は農業手数料・嘱託登記手数料 6,000 円、林業手数料・鳥獣飼養登録手数料 3,400 円である。
- エ 農業者年金基金受託事業収入は 146,300 円で収入率は 100.0%である。
- オ 雑入は 104,553 円で収入率は 100.0%である。
(ア) 農林水産業費雑入は 9,961 円で収入率は 100.0%である。内訳は大井川用水他目的使用料 309 円、ハイナン地域農業振興協議会 9,652 円である。
(イ) 商工費雑入は 94,592 円で収入率は 100.0%である。内訳はテレホンカード等販売 5,050 円、自動販売機電気料 89,542 円である。
- ④ 時間外勤務については、一人当たり月 25.20 時間と庁内 5 番目に多かった。

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

4 図書館

(1) 【事務事業の概要】

① 館内組織

図書館部門の 1 部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(館長)1 人、一般職員 4 人、臨時職員 6 人、嘱託職員 1 人の合計 12 人である。

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率(支払済額/予算現額×100)

ア 図書館費

執行額は 41,322 千円で執行率は 68.3%である。

(ア) 図書館管理費

執行額は 26,953 千円で執行率は 73.1%である。主なものは修繕料

221 千円、電気使用料 4,984 千円、役務費 399 千円、清掃業務委託料 4,522 千円、ビル管理業務委託料 3,154 千円、図書館情報システム点検保守管理委託料 1,253 千円、エレベーター保守点検業務委託料 967 千円、図書館ライブラリーシステム・視聴覚ホール設備等保守点検業務委託料 898 千円、図書館情報システム借上料 1,482 千円、土地借上料 6,869 千円、図書検索システム借上料 518 千円である。

(イ) 図書館活動推進費

執行額は 14,368 千円で執行率は 60.7% である。主なものは臨時職員賃金 9,552 千円、図書費 3,146 千円、新聞雑誌代 1,137 千円である。

◎ 一般会計（歳入・使用料他） * 収入率（入金済額/調定額×100）

ア 社会教育使用料は 439,327 円で収入率は 100.0% である。内訳は図書館使用料 421,000 円、図書館公有財産使用料 18,327 円である。

イ 教育費雑入は 48,156 円で収入率は 100.0% である。内訳は図書館印刷代等 35,890 円、図書館自動販売機電気料 12,266 円である。

④ 時間外勤務については、一人当たり月 23.79 時間と庁内 6 番目に多かった。

⑤ 蔵書内訳について

(単位：冊、本)

		27年3月末	受入	除籍	27年12月末	増減
		A	B	C	D (A+B-C)	D-A
一般書	総記	3,533	65	189	3,409	△124
	哲学	2,940	135	144	2,931	△9
	歴史地理	7,212	136	79	7,269	57
	社会科学	12,073	372	899	11,546	△527
	自然科学	6,103	208	314	5,997	△106
	技術	7,889	260	539	7,610	△279
	産業	3,685	75	151	3,609	△76
	芸術	7,556	188	171	7,573	17
	言語	1,718	15	121	1,612	△106
	文学	31,400	496	11	31,885	485
	計	84,109	1,950	2,618	83,441	△668
児童書	児童書	19,630	326	14	19,942	312
	紙芝居	1,021	0	-18	1,039	18
	絵本	14,159	153	19	14,293	134
	計	34,810	479	15	35,274	464

郷土資料		4,916	77	107	4,886	△30	
図書合計		123,835	2,506	2,740	123,601	△234	
雑誌		2,030	1,100	1,021	2,109	79	
視聴覚資料	一般	ビデオ	1,073	0	0	1,073	0
		C D	1,913	8	1	1,920	7
		C T	374	8	-107	489	115
		D V D	858	0	-12	870	12
		計	4,218	16	-118	4,352	134
	児童	ビデオ	81	0	0	81	0
		C D	153	0	0	153	0
		C T	25	0	0	25	0
		D V D	278	0	0	278	0
		計	537	0	0	537	0
	視聴覚資料合計		4,755	16	-118	4,889	134
	資料(蔵書)総計		130,620	3,622	3,643	130,599	△21
	新聞(種)		17	—	—	17	0

100 (種)

※除籍欄の数字は、除籍予定資料数を指し、うち「-」の数字は、所蔵分類を変更した資料数である。

⑥ 開館日数及び利用(貸出)人数等について
(対象期間は各年4月から12月)

	平成27年	平成26年	増減
	12月末現在	12月末現在	
	A	B	A-B
1. 開館延べ日数(日)	221	215	6
2. 入館者数(人)	96,696	91,330	5,366
3. 1日当たり入館者数(人)	438	425	13
4. 利用(貸出)者数等合計	37,357	37,098	259
A 男性(人)	12,866	13,096	△230
B 女性(人)	23,870	23,445	425
C 団体・相互貸借(回)	621	557	64
5. 貸出冊数(冊)	166,677	164,143	2,534
A 貸出冊数の1日平均値	754.2	763.5	△9.3
B 貸出人数の1日平均値	169.0	172.5	△3.5

⑦ 蔵書数及び蔵書回転率について

	平成 27 年 12 月末現在	平成 26 年 12 月末現在	増減
	A	B	A - B
1. 蔵書数 (冊)	130,599	129,678	921
2. 蔵書回転率 (回)	1.28	1.27	0.01

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、お
おむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

な し

5 教育委員会事務局

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

教育総務部門、教育推進部門、社会教育部門の 3 部門で組織されてい
る。

② 職員人数等は、次のとおりである。

管理職 2 人(事務局長 1 人、事務局長補佐 1 人)、一般職員 18 人、臨時
職員 37 人の合計 57 人である。(うち、休職中 1 人)

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人
件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率(支払済額/予算現額×100)

ア 教育委員会費

執行額は 884 千円で執行率は 70.4% である。主なものは委員報酬等
630 千円である。

イ 事務局費

執行額は 6,833 千円で執行率は 24.9% である。

(ア) 事務局事務費

執行額は 3,233 千円で執行率は 65.8% である。主なものは臨時職員
賃金 2,257 千円、需用費(追録代、事務用品費他) 571 千円である。

(イ) 幼稚園就園奨励費・幼稚園運営費補助事業費

執行額は 3,600 千円で執行率は 15.9% である。全額、私立幼稚園運
営費補助金でひばり・ちどり幼稚園に対するものである。

ウ 教育諸費

執行額は 54,977 千円で執行率は 56.0%である。

(ア) 小、中学校健康診断費

執行額は 3,685 千円で執行率は 29.4%である。

(イ) 教育振興事業費

執行額は 41,850 千円で執行率は 59.0%である。主なものは臨時職員賃金・教員補助員賃金 16,562 千円、講師謝礼金他 3,347 千円、特定消耗品費（ことばの教室、通級指導教室消耗品、小学校教師用教科書・指導書他）9,830 千円、図書費 1,238 千円、小学校社会科副読本 2,192 千円、子ども安全連絡網利用料 1,529 千円、国際理解教育推進事業委託料 3,326 千円、日本スポーツ振興センター負担金他 3,145 千円、高等学校等奨学金（1人）300 千円である。

(ウ) 教職員等負担金補助金

執行額は 3,956 千円で執行率は 68.0%である。主なものは県外派遣補助事業補助金 3,196 千円、校長会負担金他 759 千円である。

(エ) ちいさな理科館事業費

執行額は 5,486 千円で執行率は 62.1%である。主なものは臨時職員賃金 2,524 千円、講師謝礼金他 626 千円、実験観察用品・事務用品代他 269 千円、警備保障・清掃管理・ビル管理業務委託料 682 千円、機械借上料他 426 千円、ホテルの里づくり事業に伴う施設整備材料費 710 千円である。

エ 学校管理費・各小学校 維持管理費

執行額は 73,394 千円で執行率は 68.9%である。内訳は住吉小学校・体育館天井落下防止対策工事 13,600 千円、B棟階段室屋上防水工事 1,291 千円、中央小学校・体育館天井落下防止対策工事 28,080 千円、同設計監理業務委託 1,080 千円、自彊小学校・体育館天井落下防止対策工事 28,080 千円、同設計監理業務委託 1,264 千円である。

オ 教育振興費・各小学校 要保護・準要保護児童就学援助費

執行額は 3,060 千円で執行率は 66.6%である。内訳は住吉小学校 1,212 千円、中央小学校 1,300 千円、自彊小学校 547 千円である。

カ 特別支援学級費・各小学校 特別支援学級費

執行額は 446 千円で執行率は 48.3%である。内訳は住吉小学校 203 千円、中央小学校 131 千円、自彊小学校 113 千円である。

キ 学校管理費・吉田中学校 維持管理費

執行額は 15,626 千円で執行率は 34.5%である。内訳は体育館天井落下防止対策工事 14,600 千円、野球スコアボード改修工事 1,026 千円で

ある。

ク 教育振興費・吉田中学校 要保護・準要保護生徒就学援助費

執行額は 3,417 千円で執行率は 59.0%である。

ケ 特別支援学級費・吉田中学校 特別支援学級費

執行額は 443 千円で執行率は 98.7%である。

コ 社会教育総務費

執行額は 4,310 千円で執行率は 71.7%である。

(ア) 社会教育総務費

執行額は 164 千円で執行率は 41.0%である。

(イ) 社会教育委員費

執行額は 345 千円で執行率は 51.8%である。

(ウ) 人権教育事業費

執行額は 4 千円で執行率は 21.1%である。

(エ) 芸術・文化振興事業費

執行額は 2,564 千円で執行率は 77.3%である。主なものは劇団たんぽぽ公演謝礼金 660 千円、吉田町文化協会補助金 783 千円、吉田町文化協会文化祭負担金 810 千円、静岡県巡回劇場負担金 292 千円である。

(オ) 文化財保護事業費

執行額は 217 千円で執行率は 67.7%である。

(カ) 青少年健全育成事業費

執行額は 192 千円で執行率は 47.8%である。

(キ) 生涯学習推進事業費

執行額は 111 千円で執行率は 91.0%である。

(ク) 地域教育推進事業費

執行額は 712 千円で執行率は 93.5%である。

サ 公民館費

執行額は 10,706 千円で執行率は 58.5%である。

(ア) 中央公民館運営費

執行額は 6,563 千円で執行率は 59.4%である。主なものは、臨時職員賃金 3,292 千円、電気使用料他 1,264 千円、公民館総合保険他 446 千円、清掃管理業務委託料他 1,452 千円である。

(イ) 中央公民館活動費

執行額は 1,962 千円で執行率は 47.6%である。主なものは寿大学などの講師謝礼金 1,915 千円である。

(ウ) 地域教育活動費

執行額は 2,181 千円で執行率は 69.6% である。主なものはチャレンジ教室等講師謝礼金 1,815 千円及び関連費用 366 千円である。

シ 学習ホール運営費

執行額は 4,730 千円で執行率は 60.9% である。主なものは電気使用料他 2,889 千円、浄化槽清掃点検手数料他 1,367 千円、電気保安管理業務委託料他 422 千円である。

ス 保健体育総務費

執行額は 11,790 千円で執行率は 61.3% である。

(ア) 社会体育振興費

執行額は 5,540 千円で執行率は 59.3% である。主なものはスポーツ推進委員報酬 616 千円、スポーツ教室指導者謝礼金他 1,124 千円、教材費他 756 千円、体育協会補助金 1,615 千円、スポーツ少年団補助金 1,040 千円である。

(イ) 体育施設・広場維持管理費

執行額は 6,249 千円で執行率は 63.1% である。主なものは修繕料他 1,505 千円、スポーツ広場等植栽管理業務委託料 2,527 千円、コミュニティ広場指定管理委託料 2,000 千円である。

セ 給食施設費

執行額は 87,143 千円で執行率は 79.3% である。全額、吉田町牧之原市広域施設組合負担金である。

ソ 体育館運営費

執行額は 12,168 千円で執行率は 71.0% である。

(ア) 総合体育館運営費

執行額は 10,989 千円で執行率は 71.8% である。主なものは臨時職員賃金 2,401 千円、電気使用料 2,965 千円、修繕料 732 千円、夜間管理手数料他 2,088 千円、定期清掃業務委託料他 1,969 千円である。

(イ) 吉田町体育センター運営費

執行額は 1,180 千円で執行率は 64.2% である。主なものは電気使用料 452 千円、清掃業務委託料 387 千円である。

◎ 一般会計(歳入・使用料他) *収入率 (入金済額/調定済額×100)

ア 教育使用料は 4,413,650 円で収入率は 95.1% である。

(ア) 社会教育使用料は 907,253 円で収入率は 92.8% である。

内訳は公民館使用料 195,920 円、学習ホール使用料 695,600 円、公有財産使用料 15,733 円である。

(イ) 保健体育使用料は 3,506,397 円で収入率は 95.7%である。

内訳は体育館使用料 2,811,800 円、夜間照明施設使用料 145,500 円、小・中学校体育館使用料 526,300 円、公有財産使用料 22,797 円である。

イ 高等学校等奨学金返還金は 525,000 円で収入率は 47.4%である

ウ 納付金・日本スポーツ振興センター納付金（学校）は 1,045,800 円で収入率は 100.0%である。

エ 雑入・教育費雑入は 5,770,419 円で収入率は 99.8%である。

内訳は町史等資料販売 25,830 円、印刷代等 35,430 円、講座受講料 3,747,000 円、各種大会参加料 110,100 円、教室受講料 292,840 円、太陽光売電代金 5,040 円、自動販売機電気料 163,933 円、チャレンジ教室参加料 1,280,000 円、ちいさな理科館参加代 28,200 円、電話使用料 22,648 円、各種保険料等 59,398 円である。

④ 時間外勤務についての一人当たり月平均時間数は、21.87 時間であった。

(2) 【監査意見】

監査の結果、指摘事項を除いては財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

自動販売機電気使用料の調定事務及び収納事務について

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）と締結をした吉田町教育委員会が所管する施設における飲料用自動販売機取引契約書（以下「契約書」という。）に基づき、事業者から電気使用量及び売上金状況報告書（以下「報告書」という。）が上半期、下半期の二回提出されている。そして、提出された報告書に基づき、上半期、下半期の二回調定を行い、その都度、納入通知書を交付し、納付させている。

しかしながら、吉田町財務規則及び契約書の規定に反する事務が、下記のとおり散見されたので、適時、適正な調定事務及び収納事務が行われているとは認め難い。

そこで、今後については、吉田町財務規則及び契約書の規定を遵守し、的確な内部統制を図り、調定事務及び収納事務を適時、適正に行うべきである。

記

① 平成 26 年度下半期分について

ア 報告書について

(ア) 契約書第6条の規定にもかかわらず、報告書の提出期限が守られていなかった。

イ 納入通知書について

(ア) 吉田町財務規則第54条第1項の規定にもかかわらず、納入通知書に納期日を記載せずに事業者へ交付している。

ウ 調定について

(ア) 出納閉鎖期間末日（平成27年5月31日）までに入金されていないことを理由に調定が行われていないが、吉田町財務規則第48条第1項の規定により、平成26年度分として調定すべきであり、決算で未収未済となるべきものである。

② 平成27年度上半期分について

ア 報告書について

(ア) 契約書第6条の規定にもかかわらず、報告書の提出期限が守られていなかった。

(イ) 訂正箇所の訂正印が押印されていないにもかかわらず受理している。

イ 納入通知書について

(ア) 各事業者への納入通知書発行が、吉田町財務規則第48条第1項の規定にもかかわらず、速やかに交付されていない。

(イ) 吉田町財務規則第54条第1項の規定にもかかわらず、納入通知書に納期日を記載せず、各事業者へ交付している。

※ 吉田町財務規則（抜粋）

（徴収の手続）

第48条 主管の長は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入について次の事項を調査し、適当と認めた場合には直ちに調定し、納入義務者に対して納入通知書（様式第30号）又は納税通知書等（以下「納入通知書等」という。）により納入の通知をしなければならない。ただし、第52条各号に掲げる収入については、収入の通知を省略することができる。

(1) 歳入が法令、条例、規則、契約等に違反していないこと。

(2) 歳入の所属年度、会計、歳入科目、金額、納入等に誤りがないこと。

(3) 納付期限及び納付場所が適正であること。

(4) 納入すべき金額が、法令、契約等に照らし、その算定に誤りがな
いこと。

(5) その他必要と認める事項

2 (省略)

(納入通知書等の納期日等)

第 54 条 納入通知書等の納期日は、別に定めがあるもののほか、納入
通知書等交付の日から 10 日以内の日としなければならない。

2 (省略)

※ 吉田町教育委員会が所管する施設における飲料用自動販売機取引契
約書 (抜粋)

(注) 吉田町 (以下「甲」という。)、設置事業者 (以下「乙」という。)

(報告書の提出)

第 6 条 乙は、様式第 1 号の電気使用量及び売上金状況報告書 (以下「報
告書」という。) により、上半期分の報告書を 10 月 5 日までに、下半
期分の報告書を 4 月 5 日までに甲に提出するものとする。

2 上半期分の期間は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 か月間とし、
下半期分の期間は、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 6 か月間とす
る。

(電気使用量の算定等)

第 7 条 甲は、乙が提出した報告書に記載された 6 か月分の電気総使用
量に当該 6 か月と同一期間に当たる (対象施設名を記載) の電気使用
料を電気使用量で除して得られた 1 kwh 当たりの平均単価を乗じ、乙
の設置した自販機に係る 6 か月分の電気使用料 (以下「電気使用料」
という。) を算出するものとする。なお、このとき 1 円未満の端数が
生じた場合は、その端数は、切り捨てるものとする。

2 乙は、甲が前条の方法により算出した電気使用料を甲の発行する納
入通知書により支払うものとする。

6 下水道課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

下水道部門の 1 部門で組織されている。

- ② 職員人数等は、次のとおりである。
管理職(課長1人、課長補佐1人)2人、一般職員5人の合計7人である。(うち、育児休業中1人)
- ③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、人件費及び他課所管分は除く。)
- ◎ 一般会計(歳出) *執行率(支払済額/予算現額×100)
- ア 環境衛生費・生活排水改善対策事業費
執行額は10,540千円で執行率は30.2%である。主なものは浄化槽設置費補助金10,504千円(30件)である。
- イ 公共下水道費
執行額は427,000千円で執行率は65.8%である。全額、公共下水道事業繰出金である。
- ◎ 公共下水道事業特別会計
事務事業の執行状況については、次のとおりである。
- ア 歳入について *執行率(入金済額/予算現額×100)
予算現額は1,252,138千円、執行額は520,060千円で執行率は41.5%である。
- (ア) 分担金及び負担金・公共下水道受益者負担金
執行額は10,337千円で執行率は103.3%である。
- (イ) 使用料及び手数料
執行額は67,822千円で執行率は84.5%である。主なものは下水道使用料67,687千円である。
- (ウ) 国庫支出金・公共下水道事業費補助金
執行額は0千円で執行率は0.0%である。
- (エ) 繰入金・一般会計繰入金
執行額は427,000千円で執行率は65.8%である。
- (オ) 繰越金・前年度繰越金
執行額は9,635千円で執行率は100.0%である。
- (カ) 諸収入
執行額は5,266千円で執行率は173.8%である。主なものは消費税還付金等5,032千円、下水道納付金(区域外)190千円である。
- イ 歳出について *執行率(支払済額/予算現額×100)
予算現額は1,252,138千円、執行額は499,645千円で執行率は39.9%である。
- (ア) 管渠建設費

執行額は 113,691 千円で執行率は 35.8% である。主なものは職員人件費 33,151 千円、公共管渠建設費 55,200 千円、町単管渠建設費 23,941 千円、町単排水設備（公共マス）建設費 1,399 千円である。

(イ) 管渠維持管理費

執行額は 2,090 千円で執行率は 27.0% である。

(ウ) 浄化センター維持管理費

執行額は 56,554 千円で執行率は 56.2% である。内訳は職員人件費 5,321 千円、浄化センター維持管理費 51,233 千円である。

(エ) 浄化センター建設費

執行額は 60,100 千円で執行率は 20.7% である。内訳は公共浄化センター建設費 59,500 千円、町単浄化センター建設費 600 千円である。

(オ) 公債費 元金は 187,259 千円で執行率は 49.6% である。

(カ) 公債費 利子は 79,950 千円で執行率は 50.7% である。

⑤ 時間外勤務については、一人当たり月 13.61 時間である。

⑥ 下水道使用料収納状況(各年 12 月 31 日現在)について

(単位：千円・%)

	調定額累計	収入済累計	未納額累計	収入率
	A	B	A - B	B / A
平成 27 年				
現年分	68,497	66,829	1,668	97.6
過年分	4,009	858	3,151	21.4
合計	72,506	67,687	4,819	93.4
平成 26 年				
現年分	66,776	64,913	1,863	97.2
過年分	3,006	319	2,687	10.6
合計	69,782	65,232	4,550	93.5
平成 25 年				
現年分	65,032	63,343	1,689	97.4
過年分	2,469	226	2,243	9.1
合計	67,501	63,569	3,932	94.2
平成 27 年対平成 26 年				
現年分	1,721	1,916	△195	0.4
過年分	1,003	539	464	10.8
合計	2,724	2,455	269	△0.1
平成 26 年対平成 25 年				

現年分	1,744	1,570	174	△0.2
過年分	537	93	444	1.4
合計	2,281	1,663	618	△0.7

(2) 【監査意見】

監査の結果、下記事項を除いては、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

記

下水道使用料収納状況については、年々、収入未済額は増加し、収入率は低下している。

については、公平負担の原則に基づき、収入未済額の減少及び収入率の向上に努めるよう要望する。

(3) 【指摘事項】

なし

7 都市建設課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

土木管理部門、土木部門、都市計画部門、土地区画整理部門の4部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(参事、課長)2人、一般職員17人、臨時職員1人の合計20人である。

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)

◎ 一般会計(歳出) * 執行率(支払済額/予算現額×100)

ア 交通安全対策費・交通安全施設整備費

執行額は1,129千円で執行率は22.6%である。

イ 農地費

執行額は6,695千円で執行率は75.3%である。

(ア) 水門・排水機場管理費

執行額は5,895千円で執行率は74.2%である。

(イ) 用水路・改良維持修繕費

執行額は800千円で執行率は84.2%である。

ウ 土木総務費・土木管理費

執行額は6,683千円で執行率は35.0%である。主なものは臨時職員

賃金 1,044 千円、電気使用料他の需用費 2,834 千円、使用料及び賃借料 2,345 千円、県道路利用者会議負担金他（10 件）220 千円である。

エ 道路維持費

執行額は 18,244 千円で執行率は 20.2% である。

(ア) 道路維持費

執行額は 14,444 千円で執行率は 22.7% である。主なものは道路維持補修工事費 11,485 千円、公共施設案内標識設計委託料 2,278 千円、機械借上料 485 千円である。

(イ) 吉田町内道路舗装繕事業費

執行額は 3,800 千円で執行率は 14.3% である。

オ 道路新設改良費

執行額は 23,265 千円で執行率は 30.1% である。

(ア) 都市防災総合推進事業・西の坪大浜 1 号線道路改良事業費

執行額は 9,565 千円で執行率は 34.8% である。

(イ) 都市防災総合推進事業・下片岡 16 号線道路改良事業費

執行額は 4,630 千円で執行率は 28.8% である。

(ウ) 青柳田中線道路改良事業費

執行額は 9,070 千円で執行率は 26.9% である。

カ 河川総務費

執行額は 298 千円で執行率は 31.5% である。

キ 河川維持費・河川維持管理費

執行額は 2,626 千円で執行率は 20.6% である。主なものは堤防除草委託料 2,609 千円である。

ク 都市計画総務費

執行額は 1,918 千円で執行率は 10.9% である。

(ア) 都市計画総務費

執行額は 381 千円で執行率は 35.6% である。

(イ) 建築確認事務費

執行額は 59 千円で執行率は 40.7% である。

(ウ) 土地利用対策費

執行額は 928 千円で執行率は 23.5% である。

(エ) T O U K A I - 0 促進事業費

執行額は 549 千円で執行率は 4.4% である。

ケ 土地区画整理事業費

執行額は 35,735 千円で執行率は 26.5% である。

(ア) 土地区画整理事業費

執行額は 15,501 千円で執行率は 20.1%である。主なものは浜田土地区画整理組合補助金(利子補給金) 14,240 千円、富士見土地区画整理組合補助金(利子補給金) 909 千円である。

(イ) 浜田土地区画整理雨水渠整備事業費

執行額は 20,234 千円で執行率は 34.9%である。

コ 街路事業費

執行額は 34,423 千円で執行率は 23.1%である。

(ア) 都市防災総合推進事業・富士見幹線整備事業費

執行額は 28,415 千円で執行率 30.2%である。主なものは道路改良工事 25,710 千円、用地買収費 2,337 千円である。

(イ) 都市計画道路事業負担金

執行額は 138 千円で執行率は 24.8%である。

(ウ) 東名川尻幹線整備事業費

執行額は 5,870 千円で執行率は 31.9%である。全額、道路改良工事費である。

サ 公園費

執行額は 11,804 千円で執行率は 4.6%である。

(ア) 公園維持管理費

執行額は 8,950 千円で執行率は 25.0%である。主なものは電気使用料他の需用費 3,489 千円、清掃管理手数料他の役務費 1,176 千円、大井川清流緑地出入口管理業務委託他の委託料 4,084 千円である。

(イ) 都市防災総合推進事業・防災公園整備事業費

執行額は 2,854 千円で執行率は 1.3%ある。主なものは建築変更設計業務委託料他 2,786 千円である。

シ 緑化推進費

執行額は 4,134 千円で執行率は 81.0%である。

(ア) 緑化推進費

執行額は 2,443 千円で執行率は 84.1%である。主なものはみどりのオアシスマつり委託料 2,300 千円である。

(イ) 花のまち推進事業費

執行額は 1,641 千円で執行率は 80.2%である。主なものは吉田町花の会補助金 810 千円、花いっぱい活動補助金 720 千円(12 団体)である。

(ウ) みどりのまちづくり事業費

執行額は 50 千円で執行率は 33.3%である。

ス 住宅管理費・町営住宅維持管理費

執行額は 10,838 千円で執行率は 32.4%である。主なものは施設修繕他の需用費 3,087 千円、浄化槽点検手数料等の役務費 521 千円、設計委託他の委託料 1,312 千円、松下団地 A 棟外壁塗装工事他 5,900 千円である。

セ 水防費

執行額は 131 千円で執行率は 19.6%である。

ソ 《繰越明許》河川新設改良費

執行額は 15,000 千円で執行率は 100.0%である。全額、大幡川改修事業費である。

タ 《繰越明許》土地区画整理事業費

執行額は 8,869 千円で執行率は 100.0%である。全額、浜田土地区画整理組合補助金（区画道路工事）である。

チ 《繰越明許》・街路事業費

執行額は 114,877 千円で執行率は 85.2%である。

(ア) 都市防災総合推進事業・住吉幹線整備事業費

執行額は 103,357 千円で執行率 84.0%である。主なものは道路改良工事費 8,870 千円、用地買収費（4 件）24,732 千円、物件移転補償費（6 件）69,755 千円である。

(イ) 都市防災総合推進事業・富士見幹線整備事業費

執行額は 11,520 千円で執行率は 97.3%である。全額、道路改良工事費である。

ツ 《繰越明許》都市防災総合推進事業・防災公園整備事業費

執行額は 14,930 千円で執行率は 16.6%である。全額、公園整備工事費である。

◎ 一般会計（歳入・使用料他） *収入率（入金済額/調定額×100）

ア 土木使用料は 29,229,168 円で収入率は 77.9%である。内訳は住宅使用料 18,562,860 円、道路河川使用料 10,600,608 円、都市公園使用料 65,700 円である。

イ 土木手数料・土木管理手数料は 130,500 円で収入率は 100.0%である。内訳は台帳閲覧手数料 129,000 円、車両制限令証明手数料 1,500 円である。

ウ 雑入は 139,835 円で収入率は 100.0%である。内訳は農林水産業費雑入 85,435 円、土木費雑入は 54,400 円である。

④ 吉田町営住宅使用料収納状況(各年度12月31日現在)について

(単位：千円・%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
	A	B	A - B	B / A ×100
平成27年				
現年分	19,121	17,890	1,231	93.6
過年分	7,350	673	6,677	9.2
合計	26,471	18,563	7,908	70.1
平成26年				
現年分	18,764	17,377	1,387	92.6
過年分	6,195	448	5,748	7.2
合計	24,959	17,824	7,135	71.4
平成25年				
現年分	18,901	16,460	2,441	87.1
過年分	4,961	653	4,308	13.2
合計	23,862	17,113	6,749	71.7
平成27年対平成26年				
現年分	357	513	△156	1.0
過年分	1,155	225	929	2.0
合計	1,512	739	773	△1.3
平成26年対平成25年				
現年分	△137	917	△1,054	5.5
過年分	1,234	△205	1,440	△6.0
合計	1,097	711	386	△0.3

⑤ 時間外勤務については、一人当たり月18.70時間であった。

(2) 【監査意見】

監査の結果、下記事項を除いては、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

記

前年度指摘事項である町営住宅使用料に関しては、町長から措置状況の通知があったが、監査時点においても関係要領が未制定である。また、年々、収入未済額は増加し、収入率は低下しているのが現状である。

については、速やかに関係要領を制定し、規定に基づき適正な事務執行に努めるとともに、収入未済額の減少及び収入率向上を図るよう要望する。

(3) 【指摘事項】

なし

8 水道課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

業務部門、工務部門の2部門で組織されている。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1人、一般職員7人の合計8人である。

③ 事務事業の執行状況については、次のとおりである。

「水道事業会計」

ア 水道事業収支

(ア) 水道事業収益 * 執行率(調定済額/予算現額×100)

予算現額は581,380千円、執行額は445,797千円で執行率は76.7%である。内訳は営業収益444,626千円(給水収益・水道料金443,990千円、受託工事収益260千円、その他の営業収益376千円)、営業外収益1,172千円である。

(イ) 水道事業費用 * 執行率(負担行為済額/予算現額×100)

予算額は555,559千円、執行額は152,266千円で執行率は27.4%である。内訳は営業費用120,225千円(原水浄水及び配水給水費77,797千円、受託工事費426千円、業務費26,327千円、総係費15,626千円、その他営業費用49千円)、営業外費用32,041千円である。

イ 資本的収支

(ア) 資本的収入 * 執行率(調定済額/予算現額×100)

予算額は31,747千円、執行額は6,117千円で執行率は19.3%である。全額、加入分担金である。

(イ) 資本的支出 * 執行率(負担行為済額/予算現額×100)

予算額は375,135千円、執行額は160,354千円で執行率は42.7%である。内訳は建設改良費88,770千円、企業債償還金71,584千円である。

ウ 棚卸し資産購入限度額 * 執行率(負担行為済額/予算現額×100)

予算額は6,227千円、執行額は4,897千円で執行率は78.6%である。

内訳は量水器購入限度額230千円、薬品購入限度額882千円、材料購

入限度額 3,786 千円である。

- ④ 滞納金整理事務について * 収納率 (収入累計額/調定累計額×100)
水道料金収納率は平成 27 年 12 月 31 日現在で 95.4% (内訳: 現年度分 97.3%、過年度分 31.0%) と前年度より 0.4% 向上している。

なお、収納率向上を図るべく、収納強化期間を設け、対象者に対する催告書の送付、戸別訪問、給水停止等を実施するなど滞納金整理に取り組んでいる。

- ⑤ 時間外勤務については、一人当たり月 7.98 時間である。

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

9 企画課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

企画調整部門、地域戦略部門、財政部門、行財政構造改革推進部門の 4 部門で組織されている。

- ② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(参事兼課長 1 人、課長補佐 2 人)3 人、一般職員 12 人の合計 15 人である。

- ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く)

- ◎ 一般会計(歳出) * 執行率(支払済額/予算現額×100)

ア 一般管理費

執行額は 20 千円で執行率は 26.6% である。

イ 財政管理費

執行額は 1,129 千円で執行率は 55.2% である。主なものは公債管理及び財務会計業務電算処理委託料 1,055 千円である。

ウ 企画費

執行額は 4,876 千円で執行率は 12.2% である。

(ア) 企画調査費

執行額は 663 千円で執行率は 59.6% である。

(イ) 国際交流推進費

執行額は1,408千円で執行率は77.8%である。主なものは国際交流協会補助金1,400千円である。

(ウ) 地域交流費

執行額は2,071千円で執行率は26.3%である。内訳は八女市との交流事業に係る旅費他765千円、八女市との産業・観光交流業務委託事業201千円、八女市との交流事業に係る自動車借上代96千円、地域活性化大規模イベント事業補助金(2015吉田公園クラフトフェア、秋の彩りまつり)1,000千円である。

(エ) 男女共同参画推進費

執行額は23千円で執行率は7.2%である。

(オ) 国土利用計画事業費

執行額は1千円で執行率は0.0%である。

(カ) 生活交通確保対策費

執行額は5千円で執行率は43.1%である。

(キ) 住民参画推進事業費

執行額は1千円で執行率は6.0%である。

(ク) ユニバーサルデザイン推進費

執行額は1千円で執行率は14.3%である。

(ケ) 大井川流域交流費

執行額は655千円で執行率は99.0%である。主なものは大井川流域振興連絡会負担金他(3団体)654千円である。

(コ) 吉田町総合計画策定事業費

執行額は14千円で執行率は0.1%である。

(サ) 内陸フロンティア推進事業費

執行額は36千円で執行率は0.5%である。

ウ 事務改善対策費

執行額は20,553千円で執行率は37.2%である。

(ア) 情報化推進費

執行額は20,443千円で執行率は42.1%である。主なものはパソコン借上料15,998千円(パソコン250台、サーバー他)、メガデータネット、イーサネット網サービス使用料他2,586千円、プリンタートナー、用紙代他1,008千円、ウィルスバスター更新業務608千円である。

(イ) ホームページ運営事業費

執行額は110千円で執行率は1.7%である。

エ 空港対策費・空港活用推進費

執行額は 941 千円で執行率は 67.8%である。主なものは富士山静岡空港利用促進協議会他（3 団体）の負担金 240 千円、空港対策費補助金 450 千円、印刷製本費 233 千円である。

オ 統計調査総務費

執行額は 49 千円で執行率は 21.0%である。

カ 諸統計調査費

執行額は 8,018 千円で執行率は 81.7%である。主なものは国勢調査指導員・調査員報酬 7,110 千円、国勢調査調査区地図・要図作成委託料 587 千円、統計調査事務用品 226 千円である。

キ 元金・公債費

執行額は 328,585 千円で執行率は 41.8%である。内訳は政府債償還元金 168,929 千円、地方公共団体金融機構償還元金 106,728 千円、銀行等借入金償還元金 51,038 千円、静岡県町村自治振興協会借入金償還元金 1,890 千円である。

ク 利子・公債費

執行額は 61,938 千円で執行率は 49.1%である。

内訳は政府債償還利子 38,332 千円、地方公共団体金融機構償還利子 18,173 千円、銀行等借入金償還利子 5,281 千円、静岡県町村自治振興協会借入金償還利子 91 千円、静岡州市町村振興協会借入金償還利子 60 千円、である。

◎ 一般会計（歳入・寄附金他） *収入率（入金済額/調定済額×100）

ア 一般寄附金は 2,845,480 円で収入率は 100.0%である。内訳は一般寄附金 2,195,480 円、ふるさとよしだ寄附金 650,000 円である。

イ 指定寄附金は 1,337,362 円で収入率は 100.0%である。内訳は指定寄附金 97,362 円、ふるさとよしだ寄附金 1,240,000 円である。

ウ 総務費雑入・よし吉ピンバッチ販売代金は 6,600 円で収入率は 100.0%である。

④ 時間外勤務については、一人当たり月 46.99 時間と庁内で 1 番多かった。

⑤ 吉田町決算公表について

ア 平成 26 年度 吉田町決算についてのお知らせ（2015.10.27：町HPに公表）

関連資料

- 平成 26 年度 吉田町歳入歳出決算書及び参考資料
- 平成 26 年度 吉田町水道事業会計決算書及び参考資料

- 吉田町の決算状況「まちの家計簿」
- イ 新公会計制度に基づく吉田町財務書類の公表について
(2015. 11. 15 : 町HPに公表)

平成 26 年度決算に基づく吉田町財務書類について

～総務省方式改定モデル～

- 町全体の財務書類（4 表）
貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書
- 財務分析

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理において、おおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし